

7 小 監 第 5 5 2 号  
令 和 7 年 8 月 1 日

小 牧 市 長 山 下 史 守 朗 様

小 牧 市 監 査 委 員 梅 村 圭 輔

小 牧 市 監 査 委 員 舟 橋 秀 和

令和 6 年度小牧市内部統制評価報告書審査意見について  
地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 6 年度  
小牧市内部統制評価報告書及び関係書類を審査した結果、その意見は次の  
とおりである。



# 令和6年度小牧市内部統制評価報告書審査意見

## 第1 審査の対象

令和6年度小牧市内部統制評価報告書

## 第2 審査の期間

令和7年6月17日から令和7年7月31日まで

## 第3 審査の着眼点

監査委員による令和6年度小牧市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査するものである。

## 第4 審査の実施内容

令和6年度小牧市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「小牧市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第5 審査の結果

令和6年度小牧市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 第6 備考

重大な不備として報告された小牧市民まつり及び小牧市農業公園施設整備工事（造成工事）における不十分な予算の執行管理については、評価対象期間内において是正され、再発防止策を講じていることを確認した。

## 第7 意見

内部統制を確実に機能させるには、各部署における適正なリスク評価の実施と、評価部局において整備状況及び運用状況を適切に把握する仕組みが重要と考える。内部統制の評価の網羅性が更に高まるよう取り組まれない。また、内部統制が適切に運用されるよう職員一人ひとりが意識の向上に努めるとともに、情報共有を図り組織が一体となって取り組むことを望むものである。